

所定疾患施設療養費の算定状況

【所定疾患施設療養費】

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症など所定の疾病を発症した場合における施設内での医療提供の対応について、以下のような算定要件を満たした場合に評価されることとなりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患療養費の算定状況を公表いたします。

【算定要件(厚生労働大臣が定める基準)】

- 1、所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、(Ⅰ)を算定するときは、1回に連続する7日間を限度とし月1回に限り算定する。(Ⅱ)を算定するときは、1回に連続する10日間を限度とし月1回に限り算定する。ものであって、1月に連続しない1日を7回または10回算定することは認められないものであること。
- 2、所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 3、所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - 肺炎
 - 尿路感染症
 - 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り)
 - 蜂窩織炎
- 4、算定する場合にあつては、診断名・診断を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 5、請求に際して、診断・行った検査・治療内容等を記載すること。
- 6、当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

※※※2022(令和4)年度所定疾患施設療養費 実施状況※※※

診断		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	日数	0	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13

診断		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
尿路感染症	件数	0	1	1	1	2	1	1	1	0	1	1	0	10
	日数	0	7	3	10	15	7	7	7	0	6	10	0	72

診断		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	8

診断		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
蜂窩織炎	件数	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	3
	日数	0	0	0	0	0	10	7	0	0	8	0	0	25